

令和7年度渋川市新生活応援事業助成金交付要領

令和7年4月1日から適用

本助成金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、渋川市への転入による人口増加を図り、転出による人口減少を抑制し、将来の定住に繋げるため、婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に新居において新生活を開始した世帯に対し、助成金を交付します。
内容	<p>助成対象となるのは次に掲げる条件を満たす世帯です。</p> <p>(1) 婚姻等をし、渋川市内に住民登録があること。</p> <p>(2) 申請日における婚姻等の当該者双方の年齢が、40歳未満であること。</p> <p>(3) 婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動を行った二人の世帯員、又は当該二人のいずれかが扶養義務を負う子を加えた世帯員のみにより、渋川市内の住宅等において新生活を開始していること。</p> <p>(4) 婚姻日等から6か月を経過していないこと。</p> <p>(5) 申請年度において、渋川市移住者住宅支援事業助成金及び渋川市移住支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 市区町村税（前年度の市区町村民税賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していないこと。</p> <p>(7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者ではないこと。</p> <p>(8) 暴力団員又は暴力団、これに類する暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体の構成員若しくはこれらに関係する者でないこと。</p> <p>(9) 過去に渋川市移住定住新生活応援事業助成金又は渋川市新生活応援事業助成金の交付を受けていないこと。</p>
	<p>交付金額</p> <p>助成金の額は、1世帯当たり10万円です。</p>
	<p>予算額</p> <p>この助成金の事業全体の補助限度額は、350万円です。限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付手続等	<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>助成対象世帯の条件を全て満たし、当市に転入した日から婚姻日等から6か月を超えない日までの間に、渋川市新生活応援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市民協働推進課に提出してください。</p> <p>(1) 戸籍謄本（全部事項証明）</p> <p>(2) パートナーシップ宣誓書受領証の写し（該当者に限る。）</p>

	<p>(3) 住民票の写し（世帯全員及び続柄の記載があるもの。）</p> <p>(4) 前年度市区町村民税の賦課期日に住民登録をしていた市区町村が発行する、婚姻等当該者双方の市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）</p> <p>(5) 令和6年1月2日以降に転入した者がいる場合は、該当者の住民票の除票又は戸籍の附票（完納証明書等の発行自治体に住民登録をしていたことが確認できるもの）</p> <p>(5) 住宅等の賃貸借契約書、工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>(6) 戸籍法第74条に規定する方法以外の婚姻を行った場合は、その手続を証する書類</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>助成金の交付を決定したときは、渋川市新生活応援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>助成金交付の確定を受けた人は速やかに渋川市新生活応援事業助成金交付請求書（様式第3号）に渋川市新生活応援事業助成金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は助成金の返還	<p>次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市新生活応援事業助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市新生活応援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市新生活応援事業助成金交付請求書（様式第3号）</p>
その他	<p>助成対象者は、交付申請に関する帳簿及び書類を備え付け、当該交付が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければな</p>

	りません。
取扱担当課	渋川市役所市民協働推進課（本庁舎） 電話 0279-22-2401（直通） 0279-22-2111（内線2182） メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp